

令和9年度 四條畷市

特定教育・保育施設等利用のご案内

目次

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1. 保育施設とは…P1 | 9. 企業主導型保育事業…P15 |
| 2. 保育の必要性の認定について…P1 | 10. 特定教育・保育施設等の連絡先…P16 |
| 3. 保育施設等(2・3号認定)申込受付について…P4 | 11. 特定教育・保育施設等の実施状況等…P17 |
| 4. 保育施設等の申込に必要なもの…P8 | 12. 特別保育について…P19 |
| 5. 入所の内定・取消等について…P10 | 13. Q&A 入所に関するよくあるご質問…P21 |
| 6. 利用にあたっての注意事項…P10 | 14. 特定教育・保育施設等の位置図…P24 |
| 7. 保育料・給食費について…P11 | ●別表 保育施設等入所選考基準指数表 |
| 8. 幼児教育・保育の無償化について…P15 | |

～令和9年(2027年)度4月1日入所対象者年齢～

認定区分	年齢	生年月日
1号 2号	5歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日生
	4歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日生
	3歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日生
3号	2歳児	令和6年(2024年)4月2日生～令和7年(2025年)4月1日生
	1歳児	令和7年(2025年)4月2日生～令和8年(2026年)4月1日生
	0歳児	令和8年(2026年)4月2日生～



問い合わせ

四條畷市 こども政策課 大阪府四條畷市中野本町1番1号

Tel 072 (877) 2121 〈代表〉

田原地区からTel 0743 (71) 0330 〈代表〉

1. 保育施設とは

認可保育施設

とくていきょういく 認定教育・ 保育施設	にんてい えん 認定こども園	ほいく ひつよう じどう あず ほいくしよ ほいく ひつようせい 保育を必要とする児童を預かる保育所と、保育の必要性の 有無に関わらず児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ 持ち、地域の子育て支援も行う施設
	ほいくしよ 保育所	しゅうろうとう かてい ほいく ばあい ほいく しせつ 就労等のため家庭で保育ができない場合、保育をする施設
	ようちえん 幼稚園	しょうがっこうい こう きょういく き そ ようじ き きょういく おこな 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う 学校
ちいきがた 地域型 保育事業	かていきほいく しょうき ほほいく 家庭的保育・小規模保育・ 居宅訪問型保育・事業所内 保育	しょうにんずう たん い さいじ さいじ こ あず じぎょう 少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる事業

【四條畷市内の認可保育施設】

にんてい えん えん ほいくしよ えん しょうきほほいくしせつ えん
認定こども園 9園、保育所 3園、小規模保育施設 3園があります。

2. 保育の必要性の認定について

(1) 支給認定区分と利用先施設

にんてい えん ほいくしよとう りよう
認定こども園や保育所等を利用するにあたっては、利用のための認定(支給認定)を受ける必要があります。
ほいく りよう
保育の利用にあたっては、2号認定又は3号認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。認定を
う てつづ りようしんせい おな じゅるい どうじ う
受ける手続きは、利用申請と同じ書類で、同時に受け付けます。

にんてい ゆうこうきかん きほんてき しょうがっこうしゅうがくまえ ぎょうにんてい まん さい どうたつ まえ しゅつさん
認定の有効期間は、基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に到達する前までです。「出産
ぜんご きやうしよくかつどう いちぶ じゅう きかん こと
前後」や「求職活動」など、一部の事由では期間が異なります。

【子どものための教育・保育給付にかかる認定】

支給認定区分		利用先施設
ごうにんてい 1号認定	ご まん さいいじょう ようちえんとう きょういく きぼう お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望 される場合	にんてい えん ようちえんぶぶん 認定こども園(幼稚園部分) ようちえん 幼稚園
ごうにんてい 2号認定	ご まん さいいじょう ほいく ひつよう じゅう お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に 該当し、保育施設等での保育を希望される場合	にんてい えん ほいくしよぶぶん 認定こども園(保育所部分) ほいくしよ 保育所
ごうにんてい 3号認定	ご まん さいみまん ほいく ひつよう じゅう お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に 該当し、保育施設等での保育を希望される場合	にんてい えん ほいくしよぶぶん 認定こども園(保育所部分) ほいくしよ 保育所 しょうきほほいくしせつとう 小規模保育施設等

(2) 保育を必要とする事由(2・3号認定)、保育の必要量(利用できる時間)

保育を必要とする事由によって、認定する保育必要量が異なります。

・標準時間の場合…利用時間は最長11時間

・短時間の場合…利用時間は最長8時間

保育を必要とする事由	内容	保育必要量
就労(月48時間以上)	月120時間以上の就労	標準時間
	月48時間以上～120時間未満の就労	短時間
妊娠・出産	出産日(出産予定日)から起算して6週間前(多胎児は14週間前)の日の属する月の1日から出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日)	標準時間
疾病・障がい	保護者の疾病、負傷、障がい	標準時間
求職活動	求職活動中	短時間
心身に障がいのある乳幼児	障がい者手帳の有無にかかわらず支援が必要な乳幼児	短時間
育児休業中(継続利用のみ)	既に保育を利用している子どもがいて同一施設の継続利用が必要な場合	短時間
介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・(要介護認定1～5)・看護(居宅内常時付添い、もしくは入院、通院、通所等付添いで概ね半日単位月16日以上)	保育を必要とする時間に 応じて認定
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧	保育を必要とする時間に 応じて認定
就学(月48時間以上)	月48時間以上の就学	保育を必要とする時間に 応じて認定
虐待・DV	虐待・DVを受けている又は受けるおそれがあり、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	保育を必要とする時間に 応じて認定
その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育を必要とする時間に 応じて認定

※保育必要量によって、1日の最大の利用時間が異なりますが、実際の保育時間は、世帯ごとに保育が必要とされる時間となります。例えば、就労を理由として施設を利用する場合に、勤務時間と通勤時間を合わせた時間が利用時間となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。

※通勤時間を含めた場合に、保育短時間を超える場合は、保育標準時間の認定にできる場合がありますので、こども政策課にご相談ください。

※開所時間や保育時間は施設により設定時間帯が異なります。保育必要量に応じた区分で利用できる各施設の時間帯を超える場合は「延長保育(有料)」となります。P17～20の施設一覧表で開所時間や延長保育の時間等を確認してください。

※保育を必要とする事由又は保育必要量が変更となった場合は、認定の変更に伴う手続きが必要です。例えば、求職活動をしていたが就労先が決まった場合や、育児休業取得中の継続利用だったが復職する場合、就労時間が月120時間未満だったが月120時間以上の就労となった場合など、必ず変更の手続きをしてください。

(3) 保育必要量(標準時間⇔短時間)の変更について

2・3号認定の保育必要量は、保育を必要とする事由に変更が生じた場合、申請により、保育必要量を変更する必要があります。希望される月の前月20日までに必ず手続きをしてください。

提出書類(希望される月の前月20日までに提出)	提出先
- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 - 本案内P8～9に記載する「保育が必要な理由に応じた書類」のうち、該当する書類(変更があった方の書類のみ提出してください)	通園している施設 またはこども政策課

(4) 支給認定の切替えについて

① 1号認定から2号認定への切替え

入所申込が必要になります。申込状況によっては、切替えできない場合があります。申込手続きについては、本案内P4～9をご覧ください。

② 2・3号認定から1号認定への切替え(※月途中の切替えはできません。)

施設区分	手続きについて	提出先
私立認定こども園	通園している施設に相談の上、1号の支給認定手続きをしてください。	通園している認定こども園
公立認定こども園 (市立忍ヶ丘おおぞらこども園)	希望される月の前月20日までに次の書類を提出してください。 ※新年度(4月)から切替えを希望する場合は、前年度10月初旬の1号受付期間に申込してください。それ以降も随時受付します。 ・保育施設等利用申込書 ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書	こども政策課

③ 3号認定から2号認定への切替え

手続きは必要ありません。市で認定の変更を行います。

3. 保育施設等（2・3号認定）申込受付について

(1) 申込にあたっての注意事項

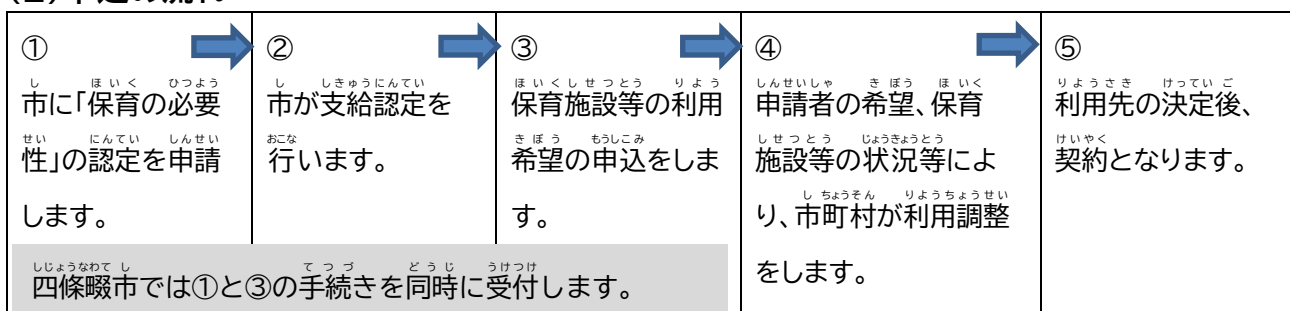
① 入所申込について

- ・申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できません。書類がそろった日を受付日としますので、ご注意ください。また、提出が遅れた場合は、次の選考の対象になりますので、締切日にご注意ください。
- ・申込みにあたり、事前に保育施設を見学されることをお勧めしています。見学については、直接、保育施設にお問い合わせください。
- ・各受付期間内の申込みの順番は選考基準に影響しません。（年度当初一斉受付終了後の随時選考を除く。）
- ・各選考で待機となった場合は、次の選考に引き継ぎますので、改めて申込みをする必要はありません。（現在待機となっている方も同様です。）
- ・世帯構成や就労状況等に変更があった場合や、申込みを取り下げの場合には、必ずこども政策課へご連絡ください。
- ・児童について、障がい等により特別な配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。
- ・申込書類のコピーが必要な方は提出前に取っておいてください。特に育児休業から復職される方は、育児休業給付金の手続きのために必要となる場合があります。

② 入所について

- ・保育施設等入所選考基準指数に基づき、入所選考を行います。施設の空き状況等により入所をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・入所は、原則、毎月1日付けです。

(2) 申込の流れ



こども政策課に申込ください。

※支給認定に係る情報（支給認定決定通知書）は初回の結果通知に同封します。

なお、支給認定証を別途希望される方はこども政策課に申請ください。

●認定こども園（幼稚園利用）等（1号認定）を利用希望の場合

私立認定こども園（幼稚園利用（1号認定））・私立幼稚園…直接施設に申込ください。

市立忍ヶ丘おおぞらこども園（幼稚園利用（1号認定））…こども政策課に申込ください。

れ い わ ね ん が つ に ち に ゆ う し ょ き ぼ う ば あ い
(3)令和9年4月1日からの入所を希望する場合

い っ せ い う け っ け
①一斉受付

せんこう 選考	う け っ け き かん 受付期間	け っ か は っ そ う よ て い 結果発送予定
じ せんこう 1次選考	れ い わ ね ん が つ に ち げ っ が つ に ち げ っ 令和8年11月2日(月)～11月30日(月)	れ い わ ね ん が つ じ ょ う じ ゅ ん ご ろ 令和9年1月 上 旬 頃
じ せんこう 2次選考	れ い わ ね ん が つ に ち か れ い わ ね ん が つ に ち き ん 令和8年12月1日(火)～令和9年1月29日(金)	れ い わ ね ん が つ ち ゅ う じ ゅ ん ご ろ 令和9年2月 中 旬 頃
じ せんこう 3次選考	れ い わ ね ん が つ に ち げ っ が つ に ち き ん 令和9年2月1日(月)～2月26日(金)	れ い わ ね ん が つ ち ゅ う じ ゅ ん ご ろ 令和9年3月 中 旬 頃

- ・市内在 住 (転 入 予定を含む)の保育の必要性のある就学前児童が対象です。しゅっさんまえ もうしこみかのう
出産前も申込可能です。
- ・産後休 業・育児休 業 明けの令和9年度途中の入 所も上記受付期間に 申 込が可能です。
さんごきゅうぎょう いくしきゅうぎょう あ れ い わ ね ん ど と ち ゅ う に ゆ う し ょ じ ょ う き ゅ う け っ け き かん も う し こ み か の う
- ・申込の順番は選考に影響しません。保育施設等入所選考基準指数表に基づき、指数の高い順、指数が同じ
もうしこみ じ ゅ ん ば ん せんこう えいぎょう ほ い く し せ っ と う に ゆ う し ょ せんこう 基準 指数 表 も と づ き し し ゅ う た か じ ゅ ん し し ゅ う お な
場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。
- ・基本的に、各選考の調 整 を 行 った結果、空いている枠に対して次の選考の調 整 を 行 います。
き ほん て き か く せんこう ち ょ う せい お こ な け っ か あ わ く た い つ ぎ せんこう ち ょ う せい お こ な
- ・各選考で待機・保留となった場合は、次の選考に引き継ぎます。
か く せんこう た い き ほ り ゅ う ば あ い つ ぎ せんこう ひ つ
- ・入所を希望される施設は可能な限り見学いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
に ゆ う し ょ き ぼ う か の う か ぎ けんがく も う し こ ね が
- ・お申込み時にいただいた情報については、選考時に必要に応じて保育施設に提 供 する場合があります。あ
ら か じ め ご 了 承 ぐ だ さい。
も う し こ し じ じ ょ う ほう せんこう じ ひ っ ぽ う ほ い く し せ っ て い き ょ う ば あ い
- ・内定した場合のみ通知を郵送してお知らせします。入 所 が 保 留 になっ た 場 合 は、お 知 ら せ は あ り ま せ ん。初 回
ほ り ゅ う ば あ い ほ り ゅ う つ う ち ゆ う ほう し に ゆ う し ょ ほ り ゅ う ば あ い し し ょ かい
の 保 留 の 場 合 の み、保 留 通 知 を 郵 送 し ま す。
- ・緊 急 を 要 す る 場 合 は、別 に 定 め る 方 法 に よ り 決 定 を 行 う こ と が あ り ま す。
き ん き ゅ う よ う ば あ い べ っ さ だ ほうほう け っ て い お こ な

もうしこみほうほう 申込方法	もうしこみさき 申込先	じ かん とう 時間等	
まどぐち 窓口	こども政策課(東別館2階)及び田原支所 せい ざ かく ひ が し べ っ かん かい お だ た わ ら し じ 所	ご ぜん じ ご じ ぶん 午前9時～午後4時30分 (土・日・祝日を除く)	
ゆうそう 郵送	〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 し じ ょ う な わ て し せい ざ かく 所 四條畷市こども政策課	し め き り び ひ つ ち ゃ く 締切日 必着	
でんししんせい 電子申請	こそだ わ ん す と つ ぶ さ ー び す でんししんせい 子育てワンストップサービスにおける電子申請。 てん ぶ し ゅ り い ゆ う ほう じ さん し ゅ り い 添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそ ろ っ た 時 点 で 受 付 と し ま す。 じ て ん う け っ け	り ょ う も う し こ み 利用申込 	し き ゅ う に ん て い し ん せい 支給認定申請 

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。

※電子申請の場合も、締切日の開庁時間を過ぎた申込みについては受理できません。次の選考の対象となりますので、締切日にご注意ください。

②随時選考

いっせいうけつけしゅうりょうご しん きもうしこみ かた きぼうしせつ ついか へんこう おこな にゅうしょほりゅう かた たいしゅう がつ にゅうしょ
 一斉受付終了後、新規申込の方や希望施設の追加・変更を行う入所保留の方を対象に、4月から入所し
 たい方のニーズに応えるとともに、保育児童を減少させるため、保育施設に空きがある場合のみ随時選考を
 行います。この場合のみ先着順となります。

うけつけきかん 受付期間	れいわ ねん がつ にち げつ がつ にち げつ せんちやくじゅん 令和9年3月1日(月)から 3月15日(月) ※先着順
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご じ ふん ど にち しゅくじつ のぞ 午前9時～午後4時30分(土・日・祝日を除く)
うけつけばしょ 受付場所	せいさくかまどぐち こども政策課窓口のみ

(4)育児休業明けでの入所希望について

いくじきゅうぎょう あ にゅうしょきぼう
 ・育児休業明けで令和9年度途中の入所を希望される方は、令和9年度一斉受付一次選考から申込みが可能
 です。
 ふくしよく へいこくひょうじゅんじかん へんこう ばあい てつづ ひつよう
 ・復職にあたり、保育標準時間に変更される場合は、手続きが必要です。
 ふくしよくご ただ ふくしよくしょうめいしよ せいさくか ていしゅつ ふくしよく ちえん ばあい ふくしよく かくにん
 ・復職後、直ちに「復職証明書」をこども政策課までご提出ください。復職が遅延する場合や復職の確認が
 できない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

①育児休業の延長が可能な場合の取扱いについて

いくじきゅうぎょう えんちよう かのう ばあい とりあつか
 育児休業を延長し、育児休業給付金を受給するためには、1歳の誕生日時点で保育施設に入所でき
 なかったことを証明する書類の提出が必要です。育児休業取得中の保護者の中には、延長が可能なため
 年度途中の入所を希望しない方もいらっしゃいます。

このため、育児休業の延長が可能で、他の申込者よりも後の順位付けでの利用調整を希望される方は、
 しゅうろうじようきょう せたいじようきょう かか しすう てん ほか しんせいしや あと じゅんいづ にゅうしよせんこう おこな
 就労状況や世帯状況に関わらず指数を1点とし、他の申請者よりも後の順位付けで入所選考を行います。

ただし、著しく入所が困難になるため、内容をよくご理解いただいたうえで、「育児休業の延長が可能な
 場合の取扱いに関する誓約書」を入所申込時に提出ください。

また、待機証明書が必要な場合は、別途申請してください。電子申請フォームから申請いただけます。

たいきしやうめいしよでんしんせいふ おーむ
 待機証明書電子申請フォーム



②育児休業明けのならし保育について

いくじきゅうぎょう あ ほいく
 育児休業を取得している人は、入所日(各月1日)から翌月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』をご
 利用いただくことができます。実際の利用にあたっては入所決定した保育施設等とご相談ください。

なお、保育料は入所日より納入義務が発生します。

ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度をまたいでのならし保育(4月1
 日の復職など)は実施できないほか、行事等と重なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了承くだ
 さい。

※『^{ほいく}ならし^い保育』とは^{いくじきゅうぎょうきかんしゅうりょうじ}育児休業期間終了時に、^{しんき}新規に^{ほいくしせつどう}保育施設等に^{にゅうしょ}入所する^{じどう}児童について、^{しゅうだんほいく}集団保育への^{てきおうどう}適応等を目的として、^{ちゅうじょう}通常の^{ほいく}保育の実施よりも^{じかん}時間を^{たんしやく}短縮して^{おこな}行う^{ほいく}保育の事です。
(例) ^{れい}6月1日が^が復職日の場合、^が5月1日から^{にゅうしょきぼう}入所希望が可能

(5) ^{きゅうしよくかつどうちゅう}求職活動中^{かた}の方について

^{きゅうしよくかつどうちゅう}求職活動中の方は、^{にゅうしょ}入所日から^{にちない}90日以内に^{きんむかいし}勤務開始が必要^{ひつよう}です。「^{しゅうろうしやうめいしよ}就労証明書」を^{ていしゆつ}提出して^いください。
^{にちない}90日以内に^{しゅうろう}就労できない場合や^{ばあい}就労の確認が^{しゅうろう}できない場合は、^{かくだい}内定の^{ほいくしゆよう}取消・退所となりますので、^{ちゅうい}ご注意ください。

(6) ^{ほいくしどう}保育士等^{ゆうせんにゅうしょ}の優先入所について

^{ほいくしかくほ}保育士確保が^{きつぎん}喫緊の^{かだい}課題になっている^{げんじよう}現状を^ふ踏まえ、^{しな}市内で^{はたら}働く^{ほいくし}保育士を増やし、^{かくだい}拡大する^{ほいくしゆよう}保育需要
に対応するため、^{たいおう}市内保育施設で^{しな}就労(内定)している^{しゅうろう}保育士等の子どもについて^{ほいくしどう}入所選考において^{にゅうしょせんこう}
^{ゆうせん}優先しています。^{しがいざいじゅう}市外在住の^{ほいくしどう}保育士等についても^{たいしよう}対象とします。

(7) ^{ねんとちゅう}年度途中^{にゅうしょ}の入所^{きぼう}を希望^{ばあい}する場合

^{うけつけきかん} 受付期間	^{にゅうしょきぼうつき} 入所希望月の ^{ぜんぜんげつ} 前々月の ^{にち} 1日から ^{にゅうしょきぼうつき} 入所希望月の ^{ぜんげつ} 前月9日(土曜日・日曜日・祝日の場合前 ^{かいちようび} 開庁日)の開庁時間内 (例) ^{れい} 令和9年9月1日入所希望の場合 ^{うけつけきかん} 受付期間: ^{れい} 令和9年7月1日～8月9日 ※提出が遅れた場合、次の月の選考となりますので、ご注意ください。 ※電子申請の場合も締切日の開庁時間内が受付期間となります。 ※産後休業・育児休業明けの場合、年度内の申し込みについては、 ^{にゅうしょきぼうつき} 入所希望月の ^{ぜんぜん} 前々 ^{げつ} 月の1日以前から ^{にちいぜん} 随時 ^{すいじもうしこみ} 申込が可能です。
^{けっかよてい} 結果予定	【 ^{ないてい} 内定】 ^{ないてい} 内定した場合のみ、 ^{せいさくか} こども政策課から ^{でんわ} 電話でお知らせします。 ^{せんこうつき} 選考月の ^{にちころ} 20日頃に ^{ゆうそう} 通知を郵送します。 【 ^{ほりゅう} 保留】 ^{にゅうしょ} 入所が ^{ほりゅう} 保留になった場合は、お知らせはありません。 <u>^{しよかい}初回の保留の場合のみ、^{せんこうつき}選考月の^{にちころ}20日頃に^{ゆうそう}保留通知を郵送します。</u> ^{よくげつ} 翌月以降の ^{しんさ} 審査も ^ひ 引き続き行います(お取下げされない限り、 ^{おこな} 来年度の ^{とりさ} 入所選考にも ^{かぎ} 引き継がれます)。 ^{らいねんど} 申込を取下げ場合は、 ^{にゅうしょせんこう} すみやかに ^ひ ご連絡ください。

^{もうしこみほうほう} 申込方法	^{もうしこみさき} 申込先	^{じかんとく} 時間等	
^{まどぐち} 窓口	^{せいさくか} こども政策課(東別館2階)及び ^{かい} 田原支所	^ど 開庁時間(土・日・祝日を除く)	
^{ゆうそう} 郵送	^{しじょうなわて} 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 ^{しじょうなわて} 四條畷市こども政策課	^{しめきりびひつちやく} 締切日必着	
^{でんししんせい} 電子申請	^{こそだ} 子育てワンストップサービスにおける ^{でんししんせい} 電子申請。 ^{てんぶしよるい} 添付書類は ^{ゆうそう} 郵送もしくは ^{じさん} ご持参ください。 ^{しよるい} 書類がそろった時点で ^{じてん} 受付となります。	^{りようもうしこみ} 利用申込 	^{しきゆうにんていしんせい} 支給認定申請 

※入所選考は毎月行っており、在所児童の退所等により空きが発生する場合など、年度途中でも入所できる場合もあります。しかしながら、基本的に 4 月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定しており、年度途中は空きがない状況が続くことがありますのでご了承ください。

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。



4. 保育施設等の申込に必要なもの

★用紙はこども政策課、田原支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

1	□保育施設等利用申込書(児童ひとりにつき 1 枚) ※育児休業から復職される方は、育児休業給付金の手続きのために必要となる場合がありますので、お申し込み前に両面をコピーしてから提出してください。
2	□子どものための教育・保育給付支給認定申請書
3	□子どもの健康・発達状況確認票(児童ひとりにつき 1 枚)
4	□マイナンバー確認書類(個人番号カードの場合は②は不要です。) ①個人番号確認書類(世帯全員の個人番号カード・個人番号の記載がある住民票の写しのいずれか) ②本人確認書類(申込書提出者本人の運転免許証・個人番号カード等顔写真付本人確認書類 1 点又は、健康保険証・公共料金の領収証等顔写真のない本人確認書類 2 点)
5	保育を必要とする事由等に応じた書類※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

< 保育を必要とする事由等に応じた書類一覧 > ※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

事由	提出が必要の人	提出書類
就労	雇用主がある会社員・公務員・パート・アルバイト・派遣社員として就労(内定)している人	□就労証明書
	自営業の方、自営協力者の方、内職の方 ※「自営業」は、保護者自らが事業を営む場合とし、「自営協力者」は、2 親等以内の親族が運営する事業所に勤める者とし、す。法人化されている事業所の場合は、就労証明書以外の根拠資料は不要です。	□就労証明書 □就労状況を客観的に確認できる資料等(開業届、営業許可証、最新の確定申告書写し、事務所や店舗のパンフレット・チラシ等、給与明細やタイムカードの写し、業務委託契約書の写し等)のうち 1 点
育児休業中(継続利用または育児休業明けでの入所)	育児休業取得中の人 出生前で申請する人	□就労証明書 □母子手帳の写し(表紙・出生予定日記入欄)
求職活動	求職活動中の人	□求職活動状況等申告書

じゆう 事由	ていしゅつ ひつようひと 提出が必要な人	てい しゅつ しよ るい 提出書類
にんしん しゅつさん 妊娠・出産	にんしん ひと 妊娠している人	☐ 母子手帳の写し (表紙・出生予定日記入欄)
	さんぜんさんごきゅうかしゅとくよてい ひと 産前産後休暇取得予定の人	☐ 就労証明書
しつぺい しよう 疾病・障がい	びようきとう ほいく ひと 病気等で保育ができない人	☐ 疾病・障がい状況申告書
	しよう ひと 障がいのある人	☐ 障がい者手帳等の写し ☐ 疾病・障がい状況申告書
しんしん しよう 心身に障がいの ある乳幼児	にゅうしよきぼうし しよう 入所希望児に障がいがある、医師の継続し た受診や経過観察を受けている、その他 とくべつ はいりよ ひつよう ばあい 特別の配慮が必要な場合	ちよくせつ といあわ 直接お問合せください。
かいご かんご 介護・看護	どうきよまた ちようきにゅういんとう 同居又は長期入院等している親族の介護・ かんご ひと 看護をしている人	☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 疾病・障がい状況申告書 (介護・看護 を受ける人の分)
しゅうがく 就学	がくせい ひと 学生の人	☐ 就学等(予定)証明書
ぎゃくたい 虐待・DV	ぎゃくたい 虐待・DVを受けている又は受けるおそれ がある人	☐ 保育の必要性があると関係機関が認め る書類(事由に該当することが分かる 関係機関の証明等)
その他 (さいがいふつきゅうとう 災害復旧等)	その他保育ができない事情がある人	ちよくせつ といあわ 直接お問合せください。

たいししようしゃ 対象者	ひつようしよるい 必要書類
ひとり親の家庭 おや かてい	☐ (父親・母親)不在の申立書 ちちおや ははおや ふざい もうしたてしよ
てんにゅうまえ ひと 転入前の人	☐ 土地売買契約書又は 賃貸契約書等の写し (四條畷市内の住所、入居日・引渡し日要記載) しじょうなわてしない じゅうしよ にゅうきよび ひきわた びようきさい ☐ 申立書 もうしたてしよ
いくし きゅうぎょう えんちよう か の う ほか もうしこみしや あと 育児休業の延長が可能で他の申込者よりも後の じゅんいづ りようちようせい きぼう ひと 順位付けでの利用調整を希望される人	☐ 育児休業の延長が可能な場合の取扱いに關す る誓約書 せいやくしよ
しな い ほいくし せつ ほいくしとう しゅうろう ないてい 市内保育施設の保育士等(就労(内定))している ほいくし ほいくきょうゆ かんごし じゅんかんごし ほけんし しょうちえん 保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、幼稚園 きょうゆ しょうがっこうきょうゆ しょうごきょうゆ こぞだ しえんいん 教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員	☐ 保育士証等の写し ほいくししやうとう うつ ☐ 保育士等優先入所に関する誓約書(月120時間 以上就労(内定))している場合) ほいくしとうゆうせんにゅうしよ かん せいやくしよ つき じかん いじようしゅうろう ないてい ばあい
にゅうしよきぼうし また 入所希望児又はきょうだいが認可外保育所・託児所を りよう ひと 利用している人	☐ 認可外保育所の在園証明書 にん かがい ほいくしよ ざいえんしやうめいしよ
みしんこく しじょうなわてしがい てんにゅう ひと 未申告や四條畷市外から転入された人	P13をご覧ください。

5. 入所の内定・取消等について

(1) 入所の内定について

内定した保育施設(希望順位を問わず)を辞退する場合や、入所日に変更が生じた場合は、入所申込を取
下げて、新たに申込をしていただく必要があります。

ただし、出産前の申込により、誕生日が前後し、育児休業の復職日及び入所日に変更となる場合は、
こども政策課へ連絡してください。(入所月が変わる場合は、施設との調整が必要となります。なお、年度
を超えての変更はできません)

※内定辞退は、電子申請フォームからも届出いただけます。

入園内定辞退・申請取下電子申請フォーム



(2) 内定の取消・退所について

次のようなことがあれば、内定の取消・退所となることがありますので、ご注意ください。

①利用申込、面接調査時等に実際と違った記載、申立てをしたとき

②保育の実施に必要な事項について必要な申立てを行わなかった場合

③入所中、就労条件等に変更があり「基準」に当てはまらなくなったとき

④四條畷市から他市へ引越をしたとき

※原則退所していただきます。ご事情により入所の継続を希望される場合は、あらかじめ、ご相談ください。

⑤転入予定で申込をされていた方が入所までに転入されなかったとき

⑥お子さまが疾病等により集団保育を受けられない状態である場合

⑦その他、市長が不適当と認めたとき

6. 利用にあたっての注意事項

(1) 各種届出について

次のような場合は、こども政策課に必ず届け出てください。

①入所児童が病気等で長期欠席されるとき

②住所が変わったとき(市内転居又は市外へ転出)

③家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・病気・死亡等)

④保護者が転職・退職・就職されたとき

⑤育児休業を取得・変更するとき

⑥市民税の税額が変わったとき

⑦保育を必要とする事由に変更が生じたとき

(2) 転園について

保育施設等変更希望 届 をこども政策課又は田原支所にご提出ください。翌選考日より選考いたします。

なお、転園ができる場合のみご連絡いたします。転園が決まった場合は、退所届を提出してください。

※育児休業取得中は、お子さまの環境を変えないことを理由に在園されているため、転園を希望することはできません。復職に合わせてお申し込みいただくことは可能です。

※電子申請フォームから届出いただけます。

※申請時点でいずれかの教育・保育施設に在籍している場合に転園を希望することができます。4月入所が内定していても、3月に申請いただくことはできませんのでご注意ください。

保育施設等変更希望電子申請フォーム	
-------------------	--

(3) 退所について

①退所する場合は、退所届を保育施設等又はこども政策課、田原支所へ提出してください。

※退所届提出後は、取り下げることとはできませんのでご注意ください。

※用紙は保育施設等又こども政策課、田原支所にあります。

※電子申請フォームから届出いただけます。

退所電子申請フォーム	
------------	---

②次のような場合は退所となります。

ア	児童が1ヶ月間、1日も出席しない場合。ただし、児童の病気等の理由による場合は、こども政策課までご相談ください。
イ	保護者の退職等により、保育施設等の入所要件がなくなったとき
ウ	市外に転出したとき 他の市町村へ転出した後に継続して同じ保育施設等に通所を希望する場合でも退所届の提出が必要です。また、この場合、速やかに転出先の市町村で引き続き四條畷市の保育施設等に入所を希望するための手続きをしてください。
エ	保育施設等を転園するとき

7. 保育料・給食費について

第2子以降の保育料完全無償化

四條畷市は複数のお子さんを育てる家庭を応援するため、第1子の年齢や所得に関係なく、生計を一にするきょうだいを年長順にカウントし、第2子以降の保育料の完全無償化を市独自で実施しています。

(1) 保育料(利用者負担額)・給食費について

保育料(利用者負担額)は、0歳児から2歳児までは、入所児童の世帯の市民税額の合計額によって、保育料徴収基準表(P14)に基づき決定します。

四條畷市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減して定めており、軽減分は市が負担しているほか、第2子以降については、市独自で保育料を無償としています。保育料については、施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

なお、3歳児から5歳児までと、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化制度により保育料が無償です。

食料費(給食費)や行事費等は保護者負担になります。(0～2歳児は給食費はありません。)

なお、年収360万円未満相当世帯及び就学前の子どもからかぞえて第3子以降の場合、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。

(2) 保育料(利用者負担額)・給食費の算定について

保育料及び副食費の負担区分決定は、毎年4月と9月が切替え時期となります。4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌3月までは当該年度の市民税額に基づき算定します。

令和9年度保育料は4月の決定後に通知します。年度途中に入所が決定した場合は、入所前月に通知します。

4月～8月	9月～翌3月
前年度の世帯の市民税所得割額の合計額	当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額

●保育料及び副食費の負担区分決定のため、世帯の市民税の課税台帳を閲覧します。 ●原則として、四條畷市民は税関係書類の提出は不要ですが、所得の申告がお済みでない方は申告が必要となります。また、四條畷市外から転入された方は課税状況の確認ができないため、マイナンバーによる情報連携を行います。 ●算定に必要な書類を提出されない場合は、一旦、最高額で決定しますので、ご了承ください。所得の修正申告や世帯状況が変更になる場合は、すみやかにお申し出ください。
--

※下記に該当する年収360万円未満相当の世帯につきましては、負担軽減措置を適用しています。

ご不明な点につきましては、こども政策課までお問い合わせください。

- (1) 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
 - 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

※政令指定都市への税源移譲に伴い、8%の市町村民税率が適用されている方については、市町村民税所得割に6/8を乗

がく もと かいそうく ぶん けってい
じた額を基に階層区分を決定しています。

はいとうこうじょがく じゅうたくかりいれきんとくとくべつぜいがくこうじょがく き ふ きんぜいがくこうじょがく がいこくじんぜいがくこうじょがく はいとうがく かぶしきとうじょうとしょとくこうじょがく
※配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国人税額控除等、配当額・株式等譲渡所得控除額に
ほいくりょう けってい しょうとくわりがく さんてい こうじょ
ついては、保育料を決定する所得割額の算定では控除しないこととなっています。

(3) 未申告の方や四條畷市外から転入された方について

① 未申告の方

みしんこく かた しじょうなわてし が い てんにゅう かた
未申告により、市民税額が未確定の方は入所前までに申告してください(四條畷市役所本館1階
ぜいむか しんこく さい せいさくか しんこく ひか ていしゅつ
税務課)。※申告された際は、こども政策課に申告の控えをご提出ください。

② 四條畷市外から転入された方

	りやう ねんげつ 利用年月	じょうほうれんけいさき 情報連携先
れい わ ねん がつ にち い こう てんにゅう かた 令和8年1月1日以降に転入された方	れい わ ねん がつ がつ りようぶん 令和9年4月～8月利用分	れい わ ねん がつ にち てん じゅうしよち 令和8年1月1日時点の住所地
れい わ ねん がつ にち い こう てんにゅう かた 令和9年1月1日以降に転入された方	れい わ ねん がつ よく がつ りようぶん 令和9年9月～翌3月利用分	れい わ ねん がつ にち てん じゅうしよち 令和9年1月1日時点の住所地

ぜんじゅうしよち みしんこく ばあい じょうほうれんけい しゅとく しんこくご かせいしやうめいしよ ていしゅつ
※前住所地で未申告だった場合は情報連携での取得ができないため、申告後に課税証明書をご提出いた
ばあい
だく場合があります。

はいぐうしやこうじょうじょうほうれんけい しゅとく かせいしやうめいしやう ていしゅつ ねが ばあい
※配偶者控除等情報連携で取得できないものについては、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
ます。

(4) 在宅障がい児(者)がいる世帯について

つぎ かか じどう もの せたい てちやうまた しやうしよ うつ ていしゅつ
次に掲げる児童(者)がいる世帯は、手帳又は証書の写しを提出してください。

- 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
しんたいしやうがいしやふくしほう しやうわ 2 4 ねんほうりつだい ごう だい じやうだい こう さだ しんたいしやうがいしやてちやう こう ふ う もの
りやういてちやうせい どうこう しやうわ ねんこうせいしやうはつじだい ごう さだ りやういてちやう こう ふ う もの
- 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
せいしんほけんおよ せいしんしやうがいしやふくし かん ほうりつ しやうわ ねんほうりつだい ごう だい じやう さだ せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の
こう ふ う もの
交付を受けた者
とくべつじどうふやうてあてどう しきやう かん ほうりつ しやうわ ねんほうりつだい ごう さだ とくべつじどうふやうてあて しきやうたいしやうじどうまた
- 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は
こくみんねんきんほう しやうわ ねんほうりつだい ごう さだ こくみんねんきん しやうがい き そ ねんきんとう じゅきやうしや
国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(5) 保育料(利用者負担額)の減免について

つぎ りゆう ほいくりやう げんめん しんせい ばあい ほいくしせつとう ほいくりやうげんめんしんせいしよ ていしゅつ
次の理由により保育料の減免を申請しようとする場合は、保育施設等に『保育料減免申請書』を提出してく
ほいくしせつとう せいさくか ていしゅつ
ださい(保育施設等からこども政策課に提出してもらいます)。

なお、(4)の減免理由の場合のみ、こども政策課へ直接、申請してください。

- (1) 保護者や乳幼児の病気により、欠席が引き続き15日以上にわたったとき
 - (2) 保護者や乳幼児の病気により、出席の日数がその月の保育を実施する日数の2分の1未満であったとき
 - (3) 保護者や乳幼児の病気により、1月のうち1日も出席しなかったとき
 - (4) 生活困窮世帯(当該年中の世帯の合計所得金額の見込み額が本人の意思によらず前年中の世帯の合計所得の概ね2分の1以下に減少する者)の乳幼児であるとき

げんめん しんせいりゆう しんだんしやうどう てんぶしよるい ひつやう
※減免の申請理由によっては、診断書等の添付書類が必要です。

いくじきやうきやうふきんとう しきやう う ばあい がく しょうとく
※育児休業給付金等の支給を受けている場合は、その額を所得とみなします。

(円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
			3号認定（3歳児未満）			
階層区分	定 義		第1子			
			一般世帯		ひとり親世帯等	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0
B2	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税のうち均等割の額のための世帯（所得割の額のない世帯）		6,700	6,700	0	0
C1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 30,000円未満	11,200	11,100	5,200	5,150
C2		30,000円以上 48,600円未満	13,900	13,700	6,550	6,450
C3		48,600円以上 57,700円未満	15,000	14,700	7,100	6,950
C4		57,700円以上 67,000円未満	16,000	15,700	7,600	7,450
C5		67,000円以上 77,101円未満	20,400	20,000	9,000	9,000
C6		77,101円以上 85,000円未満	22,600	22,200	22,600	22,200
C7		85,000円以上 103,000円未満	25,500	25,100	25,500	25,100
C8		103,000円以上 121,000円未満	34,100	33,600	34,100	33,600
C9		121,000円以上 169,000円未満	40,000	39,400	40,000	39,400
C10		169,000円以上 180,000円未満	48,300	47,500	48,300	47,500
C11		180,000円以上 328,000円未満	51,800	51,000	51,800	51,000
C12		328,000円以上	59,000	58,100	59,000	58,100

8. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの市民税非課税世帯が対象となります。また、無償化（一部上限あり）の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

認定こども園（1号認定）等の利用で、預かり保育の利用を希望する人や、認可外保育施設や一時預かり事業などを利用している人は、無償化給付を受けるためには、新2号・新3号認定（子育てのための施設等利用給付認定）を新たに受ける必要があります。認定を受けていない場合は申請が必要です。

詳しくは、市ホームページの「幼児教育・保育の無償化について」のページをご覧ください。



【認定の種類及び区分】

教育・保育給付		施設等利用給付	
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	新1号認定	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号以外）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新2号認定	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新3号認定	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（市民税非課税世帯に限る）

9. 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する「従業員枠」と従業員以外の地域の子どもが利用する「地域枠」があり、大阪府の所管となります。利用の申請や保育料等については、直接各施設にお問合わせください。

施設区分	施設名	所在地	電話
企業主導型	榎の木保育園	清滝中町19番9号	072-877-2654
	迦の森こども保育園	清滝中町30番7号	072-879-3680
	かがやき保育園	楠公一丁目14番8号	072-877-5000
	第二かがやき保育園	楠公一丁目15番5号	072-878-5151

※地域枠を利用する場合は、入所決定後、市に支給認定申請書と保育の必要性がわかる書類（P8～9）を提出してください。

10. 特定教育・保育施設等の連絡先

施設 くぶん 区分	公・私 くぶん 区分	施設名	所在地	でんわ 電話	ホームページ QRコード
認定こども園	公立	しのぶがおか 忍ヶ丘あおぞら こども園	おかやまさんちょうめ ばん ぎょう 岡山三丁目2番11号	072-877-7583	
	私立	しじょうなわて 四條畷すみれ 保育園	きたでちょう ばん ぎょう 北出町11番7号	072-878-5961	
		にんてい 認定こども園 しのぶがおかあいきえん 忍ヶ丘愛育園	おおあざおかやま ばん ち 大字岡山125番地の1	072-877-0123	
		しのぶがおか 忍ヶ丘いるか こども園	おかやまひがし に ちょうめ ばん ぎょう 岡山 東二丁目3番28号	072-862-1515	
		たわらだい 田原台ひまわり こども園	たわらだいななちょうめ ばん ぎょう 田原台七丁目1番7号	0743-78-0133	
		にんてい 認定こども園 なわて 畷すずらん保育園	こめぎきちょう ばん ぎょう 米崎町7番26号	072-863-1111	
		えん なわてすみれ園	かりやきたまち ばん ぎょう 雁屋北町6番18号	072-380-0748	
		ようちえんがたにんてい 幼稚園型認定こども園 なわてようちえん 畷幼稚園	なかのほんまち ばん ぎょう 中野本町7番1号	072-877-0339	
		よう ほれんけいがたにんてい 幼保連携型認定こども園 せいしりょうちえん 星子幼稚園	しとみやほんまち ばん ぎょう 部屋本町11番5号	072-876-1826	
保育所(園)	公立	おかべほいくしよ 岡部保育所	すないつちょうめ ばん ぎょう 砂一丁目8番13号	072-878-4400	
	私立	なわて あ さ ひ が おか 畷アサヒヶ丘 保育園	みなみのろくちょうめ ばん ぎょう 南野六丁目9番70号	072-879-2003	
		なわて 畷たんぼぼ保育園	おおあざきよたき ばん ち 大字清瀧445番地の9	072-863-3368	
小規模保育施設	私立	もりほいくえん おひさまの森保育園	きよたきなかまち ばん ぎょう 清滝中町12番27号	072-812-7867	
		かりやべびー センター	かりやきたまち ばん ぎょう 雁屋北町17番33号	072-878-2178	
		「〇」(まんまる) なわてようちえんない (畷幼稚園内)	なかのほんまち ばん ぎょう 中野本町7番1号	072-877-0331	

※QRコードを読み取りにくい場合は、不要なコードを隠して読み取ってください。



11. 特定教育・保育施設等の実施状況等（令和8年度予定）

令和8年9月現在の情報のため、内容が変更となることがあります。

※各園の状況により人数を制限する場合があります。

※忍ヶ丘あおぞらこども園は、令和14年4月の市民総合センター等用地への移転に向けて準備を進めていますが、整備等の進捗状況に

より、変更する場合があります。（0歳児で入園したお子さんは5歳児の時に移転を迎える可能性があります）

施設区分	対象児童	施設名	定員（人）		【開所時間】	休所日	駐車場（台）	制服	給食費・おやつ代
					教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間	※1号は別途長期休業あり			おむつ
認定こども園	1号：3歳児～就学前 2.3号：2ヶ月～就学前	しりつしのぶがおか市立忍ヶ丘 あおぞらこども園	198	1号：100 2.3号：98	【7:30～19:00】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29～1/3	5	—	1号 250円/日、2号 270円/日（おやつ代含） 保護者持参・施設で処分
	1号：満3歳3歳児 2.3号：2ヶ月～3歳児	しじょうなわて四條畷 すみれ保育園	64	1号：6 2.3号：58	【7:00～19:00】 教 9:00～14:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29～1/3	4	体操服のみ	1号 340円/日、2号 390円/日（おやつ代含） お尻ナップ、食事エプロン、口ふき含むサブスク・施設で処分
	0歳～3歳児の認定こども園。4歳児から系列のなわてすみれ園に進級します。家庭的な雰囲気を大切にしながら、乳幼児の心身の能力を伸ばす保育を行います。給食は、和食をメインに、納豆、梅干し、煮干し等の噛み噛みメニューを取り入れています。								
	1号：満3歳～就学前 2.3号：2ヶ月～就学前	しのぶがおか忍ヶ丘 あいこくえん愛育園	120	1号：15 2.3号：105	【7:00～19:30】 教 9:00～15:30 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/30～1/3	12	○	300円/日（おやつ代含） 紙おむつ定額制・施設で原則処分
	子どもの伸びようとする力を支え、子どもの可能性を引き出します。 自分の価値に気づき、喜びを感じ、人も大切にできることが園の目標です。								
	1号：満3歳～就学前 2.3号：2ヶ月～就学前	しのぶがおか忍ヶ丘 いるかこども園	99	1号：9 2.3号：90	【7:00～19:00】 教 9:00～13:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29～1/3	7	○靴は自由	1号 5,280円/月、2号 6,800円/月、土曜日は別途 340円/日（おやつ代含） サブスク・施設で処分
	幼児教育充実で子どもの目線に立ち、一人ひとりに応じた保育をおこないます。また食育にも力をいれており食を通して生きる力を伸ばします。								
	2.3号：2ヶ月～就学前	たわらだい田原台 ひまわりこども園	145	1号：15 2.3号：130	【7:00～19:00】 教 8:30～13:30 標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	12/29～1/3	5	○	1号 6,460円/月（長期休暇は別途必要）、2号 6,800円/月 土曜日は別途 340円/日（おやつ代含） おむつ、エプロン、口拭きサブスク予定・施設で処分
	人と人とのつながりを大切に、長所も短所も認め合い、笑顔の絆が続く保育を目指します。								
	※各園の状況により人数を制限する場合があります。	なわて畷 すずらん保育園	150	1号：10 2.3号：140	【7:30～19:00】 ※土曜日 19：00 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29～1/3	11	—	1号 5,400円/月、2号 6,600円/月、土曜日は別途 330円/日（おやつ代含） 保護者持参・施設で処分
	子どもも、大人も、共にそだちあう「笑顔あふれるこども園」です。園の子ども農園は、子どもの楽園、野菜や虫の宝庫です。自然に触れながら、五感を使って体験し、学びにつなげます。								
		なわてすみれ園	165	1号：15 2.3号：150	【7:30～19:30】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29～1/3	12	—	1号 340円/日 2号 390円/日 ※新年度から変更になる可能性があります。 サブスク・施設で処分
	できる限り恵まれた保育環境（人・もの・空間・体験）の中で、ノビノビと自主性・自立性を伸ばす保育を目指しています。								

施設区分	対象児童	施設名	定員 (人)		【開所時間】 教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間	休所日 ※1号は 別途長期 休業あり	駐車場(台)	制服	給食費・おやつ代
									おむつ
認定こども園	満3歳～ 就学前	ようちえんがた 幼稚園型 にんてい 認定こども園 なわてようちえん 暇幼稚園	240	1号：180	【7:30～18:30】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	5 共有	○	1号 357 円/日 2号 397 円/日 (おやつ代含)
				2号：60					—
	1号：満3歳～ 就学前 2.3号：2ヶ月～ 就学前	ようほれんけいがた 幼保連携型 にんてい 認定こども園 せいしやうちえん 星子幼稚園	85	1号：15	【7:00～19:00】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	8	○	1号 300 円/日 2号 360 円/日 (おやつ代含)
				2・3号：70					サブスク・施設で処分
保育所	2ヶ月～ 就学前 ※各園の 状況により 人数を 制限する 場合があり ます。	しりつ 市立 おかべほいくしよ 岡部保育所	90		【7:30～19:00】 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	—	—	270 円/日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分
		なわてあさひがおか 暇アサヒヶ丘 ほいくえん 保育園	130		【7:00～19:00】 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	5	体操服のみ	6,600 円/月、土曜日は別途 300 円/日(おやつ代含) 保護者持参・持ち帰り サブスク・施設で処分
		なわて 暇たんぽぽ ほいくえん 保育園	70		【7:00～19:00】 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	6	—	5,700 円/月、土曜日は別途 285 円/日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分
									「食べることは生きる力」と考えて、安心して安全な食材を吟味して給食を提供・クッキング保育実施・個々に 応じたアレルギー食にも対応しています！多様な人間関係を築くために異年齢保育を実施しています。 子どもの意見表明を大切に「子どもと保護者と共に創る保育」を実践しています。
小規模保育施設	2ヶ月～ 2歳児	おひさまの もりほいくえん 森保育園	19		【7:30～19:00】 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/30 ～1/3	6	—	— 保護者持参またはサブス ク・施設で処分
									発達段階を踏まえ、少人数制で丁寧に、子どもたちの心と体の力づくり、“自分でやってみたい！！”の気持ちの芽生えを大切にしています。子どもたちの成長や可能性の広がりを見守り、関連性を持ってその先へと繋げていきます。
		かりやべびーせ カリヤベビーセ んたー ンター	19		【7:30～18:30】 標 7:30～18:30 短 7:30～18:30 (内8時間)	12/29 ～1/3	—	—	— 保護者持参またはサブスク・ 施設で処分
									家庭的で温かみのある雰囲気大切に、安心してできる環境のもと、子ども一人ひとりの発育、発達に見合った丁寧な保育を心掛けています。保護者の皆様と一緒に子どもの成長を見守り、育んでいけたらと思います。
	1・2 歳児	「○」(まんま る)(暇幼稚園 内)	18		【7:30～18:30】 標 7:30～18:30 短 7:30～18:30 (内8時間)	12/29 ～1/3	5 共有	—	— ※アレルギー児は要相談 保護者持参・施設で処分
									1、2歳児がまんまるでの生活を気持ちよく感じる、そこから豊かな情感や様々な体の動きにつながる保育を心がけています。連携施設のなわて幼稚園の園庭やホール、屋上庭園を使用して遊び、幼稚園児らと異年齢交流を行っています。また移動動物園や人形劇鑑賞会といった幼稚園の行事にも一緒に参加します。

12. 特別保育について 《申込先：各施設》

保育施設等では、子育て家庭のいろいろなニーズに応え、安心して子育てができる環境をつくるため、さまざまな取り組みを行っています。

※保育料以外に必要な費用は、施設からの申し出による情報です。詳細は直接施設にお問い合わせください。

※忍ヶ丘おおぞらこども園は、令和14年4月の市民総合センター等用地への移転に向けて準備を進めていますが、整備等の進捗状況により、変更する場合があります。（0歳児で入園したお子さんは5歳児の時に移転を迎える可能性があります）

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に必要な費用	その他
忍ヶ丘 おおぞら こども園	【1号認定預かり保育時間】 14:00～17:00 1回 400円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育 30分につき 100円 ※生活保護世帯(階層区分A): 無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1):50円	未実施	入園時用品代 3歳児 1,660円 4歳児 2,870円 5歳児 2,870円 ※令和6年4月入園時の価格 災害共済掛金 200円 帽子代、遠足バス代	おやこ教室/子育て相談 (事前予約制)/おもちゃの貸出(子育てぽけっと)/園庭開放/絵本・紙芝居貸出し/リサイクルバザー、
四條畷 すみれ 保育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～9:00 13:00～19:00 30分毎 170円 ※13:00～14:00は減免 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 170円 18:31～19:00 200円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00/17:00～19:00 30分毎 170円	対象年齢：1歳～3歳児 利用時間 9:00～17:00 1時間毎:400円(おむつ含む) 3歳児は350円 給食代:300円 おやつ代:100円	入園時(体操服、個人用品費) 0歳児 2,000円 1歳児 7,230円 2歳児 9,310円 3歳児 9,550円 サブスクおむつ代 0歳児 2,400円/月 1歳児 1,800円 2歳児 1,600円 災害共済掛金 年150円 絵本代 420円～460円/月 遠足バス代 *2025年4月現在の価格	親子教室/子育て相談/園庭開放/絵本・紙芝居貸出し/リサイクルバザー、
忍ヶ丘 愛保育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～8:59、15:31～18:00 30分延長毎 150円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:30 18:01以降 30分延長毎 150円 補食代:110円(18:31以降対象) 保育短時間 7:00～8:59、17:01～19:30 30分延長毎 150円 補食代:110円(18:31以降対象)	対象年齢：6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 4時間まで:1時間毎 350円 4時間超:30分毎 200円 寝具リース代:1,980円(月極)※持ち込み応相談 給食代:330円(おやつ代含) おやつのみ:110円 ミルクのみ:110円	施設管理維持費 2,000円 制服(ジャケット) 11,000円 制服(スカート) 8,250円 制服(パンツ) 8,250円 体操服(半袖シャツ) 2,860円 体操服(半パンツ) 2,200円 スモック 1,750円 フィットいろいろし 940円 月間給本 月570円 出席カード 390円 出席シール 270円 寝具リース代 月1,980円 紙おむつ定額制 日132円 おたよりケース 370円 歯ブラシ 1,320円 歯ブラシケース 264円 他 ※2026年4月現在の価格	子育て相談/さんさん広場/あいあい広場/すいすい広場/メールによる子育て相談/病児保育事業【体調不良児型】
忍ヶ丘 いるか こども園	延長時間: 18:01～19:00 保育標準時間 18:01以降 30分延長毎 200円(補食代込) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～19:00 30分毎 200円	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 3歳未満 4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 延長 30分につき 400円 3歳以上 4時間まで 2,200円 8時間まで 2,400円 延長 30分につき 300円 給食・おやつ代:340円	サブスクオムツ 3,300円 エプロン・おしぼり 1,980円 寝具サブスク 1,980円 幼児入園時制服、体操服代 45,000円程度 用品代 9,000円程度 全園児毎月コペル教育代 2,000円 絵本代 470円	子育て相談/子育て広場/子育てカフェ 【病児保育】 利用時間 8:30～18:00 (平日のみ)延長保育はありません。 利用料金 (市内在住) 2,840円 (市外在住) 5,840円 昼食・おやつ代含
田原台 ひまわり こども園	【1号・新2号認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 【1号・新2号認定預かり保育時間】 13:30～16:29 450円(おやつ代含まず) 【2・3号短時間認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 18:00以降 30分毎 150円 【2・3号標準時間認定延長時間】 18:00以降 30分毎 150円	対象年齢：生後2ヶ月～就学前 (市内在住) 利用時間 9:00～18:00 3歳未満:4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 1時間延長:800円 3歳以上:4時間まで 2,000円 8時間まで 2,500円 1時間延長:700円 給食:300円 おやつ(1回) 100円 ミルク(1日) 50円	絵本代(0歳児～5歳児) 500円～600円 教材費(4・5歳児) 1,470円～2,160円 テキスト代 7,200円 制服、体操服代 41,970円 ※靴、スモックも含む 用品代(0歳児～5歳児) 650円～11,883円 布団リース代 1,100円～1,750円 おむつサブスク 3,250円程度 エプロンサブスク 1,210円程度	地域子育て拠点事業(グリーンホール田原にて) / 子育て相談/園庭開放/育児講座/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育
畷すずらん 保育園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:00 1回 150円 保育短時間 17:01～19:00 30分毎 150円 【1号認定預かり保育時間】 14:01～17:00 460円(おやつ代含) 17:01～19:30 30分毎 150円 【共通】 18:31以降軽食提供時:1食 150円	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～開所時間内 4時間までの利用:1,400円 4時間超8時間までの利用: 60分毎 350円 8時間超の利用:30分毎 200円 給食:330円 牛乳代:60円 おやつ代:60円	実費費用の徴収 共済費 210円(年額) 遠足時のバス代・電車賃 実費(3,500～4,000円程度) 用品代 3,000円程度	子育て相談/園庭開放/育児講座/子育てサロンに こご塚米での保育サポート/病児保育事業【体調不良児型】

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に必要な費用	その他
なわてすみれ園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:30 保育短時間 7:30～9:00・17:01～19:30 30分毎に170円(30分未満も170円) ※19時以降は30分300円 ※1号認定のみ13～14時は減免制度あり	対象年齢：生後9ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 0～2歳児 1時間400円 3～5歳児 1時間350円 給食費300円、 おやつ代100円 ※在園児預かりの余裕枠で実施のため、要事前連絡	【オムツ代(月額)】 0歳児:2,400円 1歳児:1,700円 2歳児:1,200円 【物品費】 クラス帽・ノート:年1,660円 お道具箱セット:2,460円 【バス代】 遠足バス代(行先により変動) ※2026年8月時点の価格	子育て相談/ 園庭開放
幼稚園型認定こども園 囃幼稚園	【1号・新2号認定預かり保育時間】 14:00～17:00 (1号認定・新2号認定) 300円(おやつ持参) 14:00～18:30 (新2号認定のみ) 450円(おやつ持参) ※平常保育時 【2号短時間認定延長時間】 7:30～8:00 100円 17:01～18:00 100円 18:01～18:30 100円	未実施	入園準備費(保護者負担分) 35,000円 施設費15,000円 検定料5,000円 バス管理費3,500円(バス通園児のみ) 制服代・用品代 ※入園時の費用として	子育て相談 なわてナースリー 満3歳児保育
幼保連携型認定こども園 星子幼稚園	【1号・新2号認定預かり保育時間】 7:00～9:00 1時間毎150円 14:00～18:30 550円(おやつ代含) 【2・3号認定園長保育時間】 保育標準時間 7:00～7:30 200円 18:31～19:00 350円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00 30分毎200円 17:01～18:30 30分毎200円 18:31～19:00 30分毎350円	未実施	1号・新2号・2号認定 【準備費】35,000円 【施設費】15,000円 ※入園時一時金 【オムツ代】 通常プラン 2,380円 トイレレプラン 1,220円 【布団リース代】 年度初め一月 3,300円 月額 1,650円 ※2026年8月時点の価格 【用品代】園に問い合わせ 【制服代】18,000円程度 (購入物品によります)	園庭開放/未就園児親子教室/ 子育て相談
岡部保育所	延長時間： 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育30分につき100円 ※生活保護世帯(階層区分A)：無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1)：50円	未実施	災害共済掛金 210円 帽子代 遠足バス代	おやこ教室/子育て相談 (事前予約制)/おもちゃの貸出(子育てぽけっと)/園庭開放、行事開放/病児保育事業【体調不良児型】
囃アサヒヶ丘保育園	延長時間： 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 200円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～18:00 30分毎150円 18:01以降は、保育標準時間と同じ	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 1時間：400円 1日最大8時間で3,200円 ※3歳児以上のみ 給食代(おやつ代含む)：300円	用品代 3～5才約12,170円 2才 約7,880円 1才 約3,270円 月間絵本 3～5才約500円/月 災害共済掛金 210円 オムツサブスク代(月額) おむつ 2,280円(エブロン・手拭き877円予定)	通園バス:月3,300円(満1歳6ヶ月以上対象)田原地区への送迎あり※送迎場所は個別相談/子育て相談/園庭開放/学童保育(小学校の長期休業中)
囃たんぼ保育園	延長時間： 保育標準時間 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 150円 保育短時間 7:00～9:00・17:01～19:00 30分毎150円 19:00～20:00 までの利用：500円(おやつ1回50円)	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 8:00～18:00 1時間毎：350円 給食：290円 おやつ代(1回)：50円	園に問い合わせください	地域子育て拠点事業 併設/子育て相談/園庭開放/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育
おひさまの森保育園	保育標準時間 18:31～19:00 30分150円 補食代110円(18:31以降対象) 保育短時間 7:31～9:00、17:01～19:00 30分毎150円 補食代110円(18:31以降対象)	対象年齢：生後6ヶ月～2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間まで：1時間毎350円 4時間超：30分毎200円 寝具リース代1,980円(月極) ※持ち込み応相談 給食代：330円(おやつ代含) おやつのみ：110円 ミルクのみ：110円	園に問い合わせください	
カリヤベビーセンター	未実施	対象年齢：生後4ヶ月～2歳児 利用時間 8:00～18:00 1時間毎：350円 給食代 250円 おやつ代 50円	園に問い合わせください	
「O」(まんまる)	未実施	対象年齢：1・2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間までの利用：2,500円 給食・おやつ代：300円 寝具(利用時)リース代：100円 申込は前日の午後12時までに「まんまる」事務所までお電話ください。	寝具リース代：2,420円(月額)	

13.Q&A 入所に関するよくあるご質問

問1、受付期間内の申込の順番は早い方が選考の際に有利ですか？

回答 申込の早さは選考に影響しません。保育施設等入所選考基準指数表に基づき、お子さまの保育が必要な度合いの高い順、基準が同じ場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。※一斉受付終了後の随時選考は除く

問2、10月入所の申込で、9月中に3歳になっている場合、申込は3歳児クラスですか？

また、3歳の誕生日がきたら保育料は無償になりますか？

回答 お子さまのクラスは4月1日時点の年齢で決められます。4月1日時点の年齢が2歳のお子さまはその年度は2歳児クラスです。したがって、誕生月に関わらず申込は2歳児クラスです。なお、保育料の無償は3歳児クラス以上ですので、2歳児クラスの期間は対象にはなりません。

問3、4月入所以外は保育施設等に入れないですか？

回答 毎月入所選考を行っているため、4月以外でも入所できる可能性はあります。しかし、基本的には4月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定しており、年度途中は空きがない状況が続くことがあります。※在所児童の退所等により空きが発生する場合があります。

問4、求職中でも申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所後(申込後ではありません)90日以内に、月48時間以上の就労を開始しなければなりません。

問5、求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っています。短時間認定では延長料金が発生してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか？

回答 認定時間は月単位での認定になるため、仕事が決まった日から標準時間認定に変更することはできません。毎月20日までにご利用の保育施設又はこども政策課で手続きをしてください。翌月から認定が変更されます。

問6、月48時間未満で就労していますが、保育施設等に入所できたら勤務時間を月48時間以上に増やすつもりです。この場合、就労の要件で申し込みできますか？

回答 保育施設等に入所次第、月48時間以上の勤務時間となることからわかる就労証明書を提出いただいた場合は、就労の内定として取り扱います。

問7、認定の有効期間は何年ですか？

回答 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学までを基本とします。保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、求職活動が事由の場合は90日となります。入所要件の確認のために、年に1回「現況届」、「継続調査票」、「保育の利用を必要とする書類」を提出していただきます。

問8、現在育児休業中ですが、申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所月の翌月1日までに仕事に復帰していただくことが条件となります。

問9、育児休業から復職後は時短勤務予定です。選考指数に影響はありますか？
回答 就労証明書に短縮後の勤務時間が記載されている場合は、記載の勤務時間に応じた選考指数を適用します。

問10、育児休業の延長が可能な場合はどのように申込をすればいいですか？
回答 保育施設等に入所できなければ育児休業の延長が可能な場合は、「育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書」をご提出いただくことで、他の申込者よりも後の順位付けで入所選考を受けることができます。待機証明書が必要な場合は、別途ご申請ください。

問11、『ならし保育』をしたいのですが、できますか？
回答 育児休業を取得している人は、入所日から翌月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』をご利用いただくことができます。実際の利用にあたっては入所決定した保育施設等とご相談ください。なお、保育料は入所日より納入義務が発生します。
ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度当初（4月1日の復職など）や行事等と重なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
※『ならし保育』とは育児休業期間終了時に、新規に保育施設等に入所する児童について、集団保育への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のこと。

問12、上の子は幼稚園に通っていますが、下の子だけの申込はできますか？
回答 できます。

問13、2人きょうだいで上の子だけ保育施設等に入所させて、下の子は自宅等で保育することはできますか？
回答 できません。下のお子さまを保育できる場合、「保育を必要とする事由」に該当しないと判断されます。そのため、保育施設等を入所希望の場合は、きょうだい2人とも申込が必要です。ただし、入所要件がお子さまの発達支援の場合は除きます。

問14、転入予定です、申込はできますか？
回答 できます。四條畷市の用紙にてご準備の上、こども政策課にご提出ください（郵送可）。
保育施設等利用申込書等の必要書類以外に、土地売買契約書又は賃貸契約書の写しを添付してください。また、入所日の前日までに四條畷市へ転入する必要があります。

問15、各保育施設等の入所状況はわかりますか？
回答 市ホームページにて「保育施設等入園状況」を公表していますので参考にしてください。
※空きがある場合でも、施設の受け入れ態勢等により必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。

問16、空きのない保育施設等を希望することはできますか？
回答 できます。申込の時点で空きがなくても、選考までに空きが発生することがあります。空き状況にかかわらず、利用したい保育施設等から希望順にご記入ください。

問17、希望する保育施設等を見学したほうがいいですか？

回答 施設によって、保育方針、行事、必要な費用などに違いがあります。事前に見学し、お子さまやご家庭に合った施設を希望されることをお勧めします。見学は、直接施設に連絡してください。

問18、待機児童が少ない保育施設等を第1希望にした方が、入所しやすいですか？

回答 希望者の点数や在園児童の退園による空きの有無等が影響しますが、入所しやすい傾向にあります。また、同点の場合には施設の希望順位が高い方を優先します。

問19、第5希望まで記入した方が良いですか？

回答 希望施設を多くすると、選考対象になる施設が多くなり内定する可能性が高くなることは事実ですが、入所が決定しても通えない施設は希望しないようにしてください。(内定を辞退された場合は、問22のとおり、同年度内は調整指数表により減点します。また同点の場合の順位表に影響します。)

問20、複数の保育施設等を希望する場合、どのように選考されますか？入所できないことはありますか？

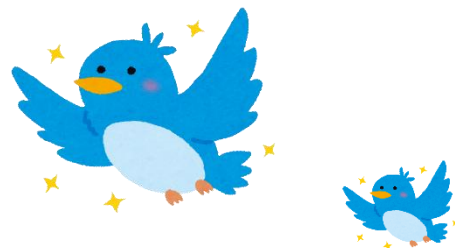
回答 選考は点数の高い児童から順に行います。希望する保育施設等に複数内定できる場合には、希望順位の高い保育施設等に内定します。第1希望の保育施設等のお子さまの年齢のクラスに空きがない場合は第2希望の保育施設等で、第2希望の保育施設等にも空きがない場合は第3希望の保育施設等で、以下順次繰り返させていただくことになり、希望保育施設等すべてに空きがない場合はお待ちいただくこととなりますのでご了承ください。

問21、市外の保育施設等を希望できますか？

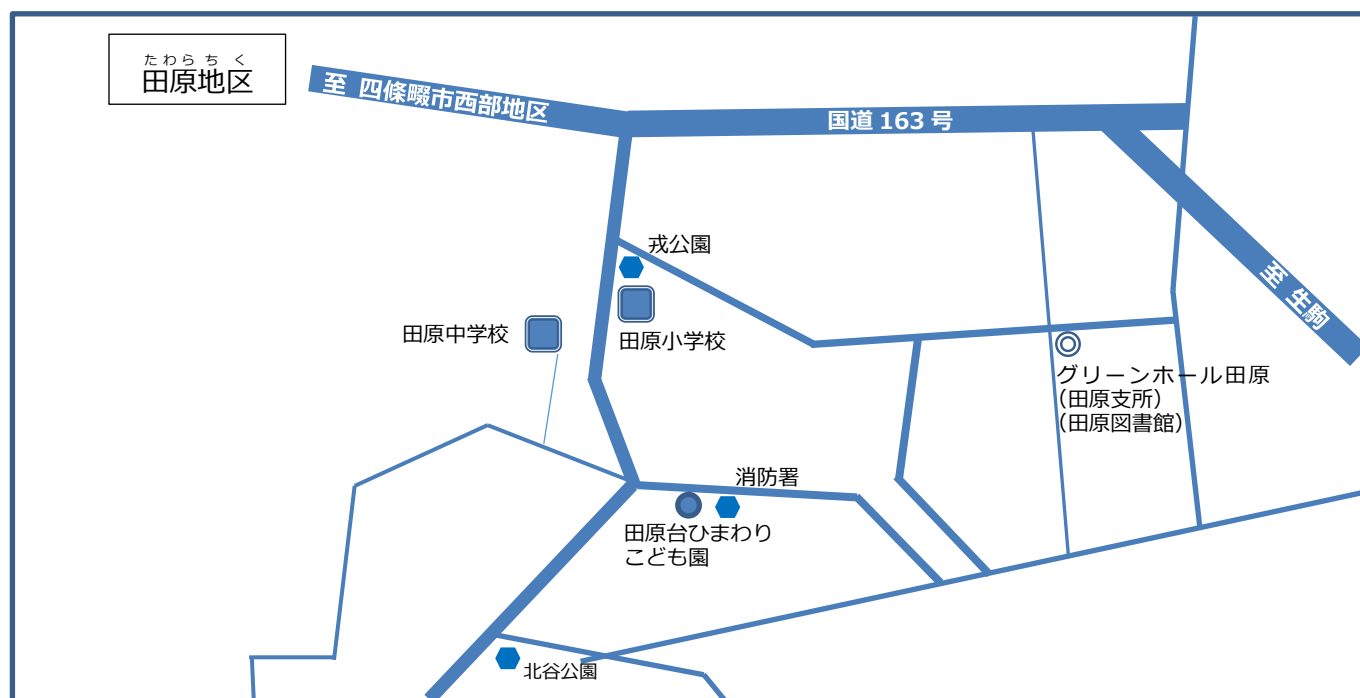
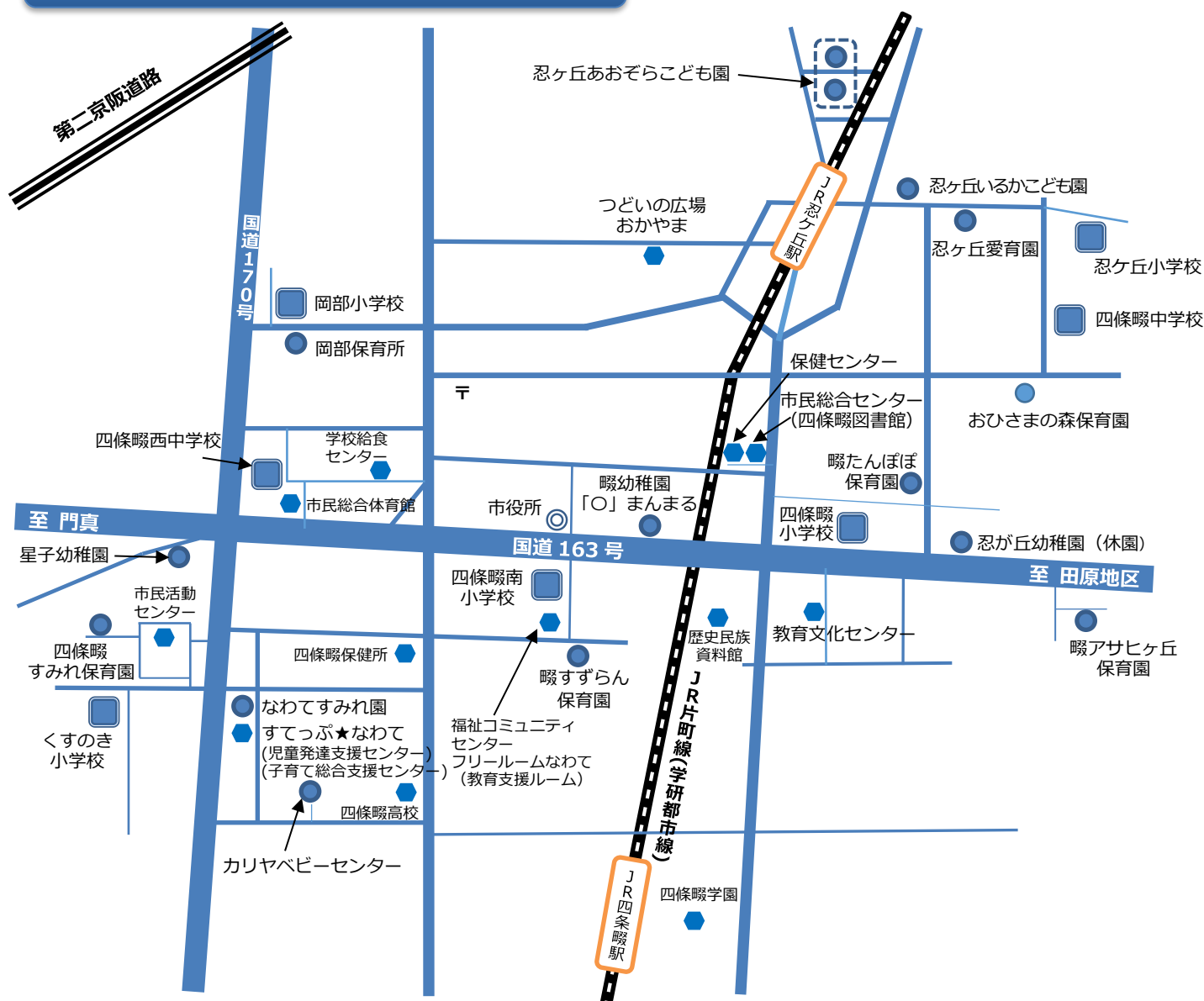
回答 勤務地や勤務時間の都合で市外の保育施設等を希望する場合、四條畷市から相手市区町村への委託依頼が必要ですので、手続き等についてはご相談ください。なお、保育料は四條畷市の保育料徴収基準表により決定します。入所期間は、入所した年度末(3月末)までとなりますので、毎年申込が必要です。なお、前年度に入所できていても、相手市区町村に待機児童がいる場合など、継続して入所できないことがあります。

問22、入所内定を辞退したらどうなりますか？

回答 調整指数表により、同年度内に限り、マイナス2点の指数を適用します。また、年度内に限らず、同点の場合の順位表に影響します。入所内定を辞退するということは、保育の必要性が低いと判断できるためです。入所希望日、希望施設をよくご確認のうえ申込をしてください。



とくていきょういく ほいくしせつとう いちず
14. 特定教育・保育施設等の位置図



別表

保育施設等入所選考基準指数表

(1) 基本指数表

適用世帯種別	保 護 者 の 状 況		指数	
全世帯【A】	死 亡 等	両親が死亡、行方不明、拘禁等により不在	500	
	災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の災害復旧	500	
	保 育 士 等	【B】世帯のうち市内認可保育施設で保育士等として月120時間以上就労又は内定している場合	400	
	優 先 入 所	【C】世帯のうち市内認可保育施設で保育士等として月120時間以上就労又は内定している場合	300	
	疾 病 等	入院又は重度の疾病、負傷等により常時安静が必要であると診断を受けた場合	300	
	再 入 所	育児休業取得を理由に保育施設を退所した児童の保護者が職場復帰する場合（同時入所のきょうだいも含む）	300	
	障 害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者福祉手帳1級、療育手帳Aに該当	270	
	看 護	親族の入院、通院、通所等の付添い（概ね全日単位で月16日以上）	270	
	介 護	保護者の3親等内親族の介護等に常にあたっている場合（要介護認定5）	270	
	出 産 等	出産日（出産予定日）から起算して6週間前（多胎児は14週間前）の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日	270	
虐 待 ・ DV	虐待やDVを受けている又は受けるおそれがあり、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	(※1)		
ひとり親家庭等・生活保護世帯・障がい児保育・里親世帯の対象となる児童の場合【B】	就 労	①居宅外労働又は居宅外自営業・自営協力者 ア 月160時間以上（概ね1日8時間以上・月20日以上） イ 月120時間以上（概ね1日6時間以上・月20日以上） ウ 月96時間以上（概ね1日6時間以上・月16日以上） エ 月64時間以上（概ね1日4時間以上・月16日以上） オ 月48時間以上（概ね1日3時間以上・月16日以上）	145 140 135 130 125	
		②居宅内労働又は居宅内自営業・自営協力者、内職 ア 月160時間以上（概ね1日8時間以上・月20日以上） イ 月120時間以上（概ね1日6時間以上・月20日以上） ウ 月96時間以上（概ね1日6時間以上・月16日以上） エ 月64時間以上（概ね1日4時間以上・月16日以上） オ 月48時間以上（概ね1日3時間以上・月16日以上）	143 138 133 128 123	
		③自営業（自営協力者を含む。）または内職で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類（開業届、営業許可書、確定申告書写し等）の提出がない場合	120	
		④求職活動中等の理由によるもの	102	
		疾 病 等	疾病、負傷等により保育に支障があると診断を受けた場合	114
		看 護	親族の入院、通院、通所等の付添い（概ね半日単位で月16日以上） 親族の居宅内常時付添い	132 114
	介 護	保護者の3親等内親族の介護等に常にあたっている場合（要介護認定1～4）	110～140	
	障 が い	①身体障害者手帳3級・4級、精神障害者福祉手帳2級、療育手帳B1に該当 ②身体障害者手帳5級以下、精神障害者福祉手帳3級、療育手帳B2に該当	114 106	
		就 学	①月120時間以上の就学をしているもの ②月48時間以上120時間未満の就学をしているもの	140 125
	その他の世帯【C】	就 労	①居宅外労働又は居宅外自営業・自営協力者 ア 月160時間以上（概ね1日8時間以上・月20日以上） イ 月120時間以上（概ね1日6時間以上・月20日以上） ウ 月96時間以上（概ね1日6時間以上・月16日以上） エ 月64時間以上（概ね1日4時間以上・月16日以上） オ 月48時間以上（概ね1日3時間以上・月16日以上）	45 40 35 30 25
			②居宅内労働又は居宅内自営業・自営協力者、内職 ア 月160時間以上（概ね1日8時間以上・月20日以上） イ 月120時間以上（概ね1日6時間以上・月20日以上） ウ 月96時間以上（概ね1日6時間以上・月16日以上） エ 月64時間以上（概ね1日4時間以上・月16日以上） オ 月48時間以上（概ね1日3時間以上・月16日以上）	43 38 33 28 23
			③自営業（自営協力者を含む。）または内職で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類（開業届、営業許可書、確定申告書写し等）の提出がない場合	20
④求職活動中等の理由によるもの			2	
疾 病 等			疾病、負傷等により保育に支障があると診断を受けた場合	14
看 護			①親族の入院、通院、通所等の付添い（概ね半日単位で月16日以上） ②親族の居住内常時付添い	32 14
介 護		保護者の3親等内親族の介護等に常にあたっている場合（要介護認定1～4）	10～40	
障 が い		①身体障害者手帳3級・4級、精神障害者福祉手帳2級、療育手帳B1に該当 ②身体障害者手帳5級以下、精神障害者福祉手帳3級、療育手帳B2に該当	14 6	
		就 学	①月120時間以上の就学をしているもの ②月48時間以上120時間未満の就学をしているもの	40 25

(※1) 当該児童・世帯の状況により別途判断する。

(2) 調整指数表

児 童 の 状 況	指数
「保育士等優先入所」に該当しない市内保育施設で保育士等として就労又は、内定している世帯の児童	6
転入直前まで他市の認可保育施設へ通所していた児童	5
同時に3人以上のきょうだいが入所を希望する児童(多胎児の場合は指数を更に+1)	3(+1)
きょうだいが既に認可保育施設に2・3号認定で通所若しくは入所内定している児童(転園の場合を除く)	3
【C】に該当する療育支援による入所を希望する児童	3
保護者が産後休暇・育児休業による職場復帰をする世帯の児童(両親共に職場復帰をする場合は更に+1)	2(+1)
他の保育施設へ通所している児童	2
同時に2人のきょうだいが入所を希望する児童(多胎児の場合は指数を更に+1)	2(+1)
単身赴任等で両親が別居している児童	1
正当な理由なく過年度の保育料滞納がある世帯の児童	-3
正当な理由なく保育施設の利用内定を辞退する等、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った世帯の児童(利用希望日が同一年度内の場合に限る)	-2

(3) 同点の場合の順位表

(1) と (2) の合計点が同点の場合、次の表の世帯状況の順位が高いものから優先する。

順位	世 帯 の 状 況
1	ひとり親世帯
2	過年度から利用内定の辞退による減点適用がない
3	基本指数が高い
4	認可保育施設(2・3号)に在園していない
5	認可保育施設(1号・新制度未移行幼稚園)に在園していない
6	申込児童が多胎児
7	希望施設が多い
8	当該保育施設の希望順位が高い
9	保護者以外の親族と同居していない世帯
10	認可外施設を利用している
11	利用希望日から起算して保留期間が長い
12	自宅から勤務先までの距離が近い方の保護者同士を比べて距離が遠い方を優先(直線距離で判断する)
13	自宅から勤務先までの距離が遠い方の保護者同士を比べて距離が遠い方を優先(直線距離で判断する)
14	保護者のうち、合計所得金額が高い方の保護者同士を比べて合計所得金額が低い方を優先(基準日が1月～8月の場合は前々年、9月～12月の場合は前年の合計所得金額)

(備考)

- 原則、父母それぞれの指数の合算を申請児の基本指数とする。ただし、適用世帯【A】、【B】及び療育支援の要件の場合は指数の高い方の保護者の要件を採用する。なお、適用世帯【A】の保育士等優先入所については、市内在住の保育士等を優先とする。
- 複数の要件に該当する場合は、指数の高い方の要件を採用する。
- (1) 基本指数と (2) 調整指数の合計が同点の場合は、(3) 同点の場合の順位表に基づき優先順位を決定する。
- 「就労」により基本指数を決定する際は、就労証明書に記載の「就労時間」により行う。
- 「就労」とは、実働時間に見合う収入があるものとする。
- 就労における「自営業」とは、保護者自らが事業を営む場合とし、「自営協力者」とは2親等以内の親族が運営する事業所等に勤める者とする。ただし、法人化されている事業所の場合は就労証明書以外の根拠書類は不要とする。
- 「障がい児保育の対象となる世帯」とは、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳を保持又は、特別児童扶養手当を受給していて、療育支援が必要な児童がいる世帯のこと。
- 産後休暇・育児休業明けの職場復帰の内定枠については、各園の状況に応じて最大3名までとする。(公立保育施設は内定枠の人数を定めない。)
- 「保育士等」とは、保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭並びに子育て支援員をいう。市外在住の保育士等についても「保育士等優先入所」の対象とする。
- 小規模保育施設から連携施設等への入園、田原地域在住で西部地域の保育施設を利用している場合の転園、きょうだいで別々の保育施設を利用している場合の転園、本市で受け入れられず他市委託となっている場合の転園、同一施設の1号から2号への変更については、選考前に調整を行う。(同一条件の人が複数いる場合は、選考指数の高順位者を優先とする。)
- 育児休業中は、既に保育施設を利用している児童の環境を変えないことを目的に同一施設の継続利用を認めているため、転園できないものとする。(復職時に希望することは可能。)
- 育児休業の延長が可能であり、誓約書の提出があった場合は、他の申込者を優先するため、基本指数及び調整指数は1点で選考を行う。



しじょうなわてし しない こそだ せたい たいしやう こそだ かん
 四條畷市では、市内の子育て世帯を対象に、子育てに関する
 さまざまな情報^{じやうほう}を提供^{ていきやう}し、子育て支援^{こそだ しえん}につなげるため、
 「なわて子育て応援ブック^{こそだ おうえん ぶっく}」を作成^{さくせい}しています。
 しほーむぺーじにも掲載^{けいさい}していますので、ご活用^{かつよう}ください。



また、市公式LINE から「子育て」情報^{じやうほう}にアクセス^{あくせす}できます。
 「妊娠・出産^{にんしん しゅつさん}」、「子育て支援^{こそだ しえん}」、「手当・援助^{てあて えんじよ}」などの
 ボタン^{ぽたん}があります。ぜひ、ご活用^{かつよう}ください。

